

ピアガーデン キッチンカー等出店者 募集要項

1 概要

駅前グリーンロード沿いの広場、駅前土地区画2号公園（ピアガーデン）において、キッチンカー等、飲食物を提供する事業者を募集します。

2 場所

駅前土地区画2号公園（ピアガーデン）
（土地の地番）東近江市八日市本町625番

3 期間

令和5年4月1日（土） ～ 令和6年3月31日（日）

4 時間帯

午前7時から午後10時まで
※上記の間で出店可能な時間帯

5 募集店数

1日最大2店舗

6 出店手数料

- ① 電源使用ありー2,000円／日
- ② 電源使用なしー1,000円／日

7 申込資格

次の条件を満たす方が応募できます。

- (1) キッチンカーでの出店の場合、滋賀県内での営業が可能となる食品衛生法等に基づく自動車営業の許可を受けている方、他所で加工した食品等を販売する場合は、食品衛生法等に基づく必要な手続きを実施済の方
- (2) キッチンカー以外での出店の場合、東近江市内の事業者で、食品衛生法等に基づく必要な手続きを実施済で、販売用のテント等、出店用設備を整えることができる方、他所で加工した食品等を販売する場合は、食品衛生法等に基づく必要な手続きを実施済の方。
- (3) 出店業務に関連する法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- (4) 過去1年間、食中毒の事故歴がないこと。

8 出店日の選定

希望の出店日、出品メニュー等を勘案して事業者を決定します。申込にあたり、中心市街地の事業者は申込日の4カ月前、その他は3カ月前まで申込可能とします。なお、出品メニューが近隣の飲食店と競合する場合、出店の見送りをお願いする場合がございます。

9 その他条件等

- (1) 新型コロナウイルス感染防止策について、国や県が示す基本方針を踏まえ、業種別ガイドライン等の趣旨・内容を十分に理解・遵守し、対策すること。
- (2) 配置場所等について、主催者の指示に従うこと。
- (3) 加工品等の販売を行う場合は、営業許可を受けた施設において製造し、適正な表示をすること。
- (4) 業務ごみは、すべて持ち帰ること。また、飲食で発生するごみは、ごみ箱等を各自で設置し、すべて回収すること。
- (5) 出店者が第三者に損害を与えた場合、第三者から損害を受けた場合、または事故等があった場合、直ちに事務局に状況を報告し、自らの責任において処理解決すること。
- (6) 天候や天災等の自然災害、あるいは新型コロナウイルス等感染症等の影響により中止となった場合の売上げ補償は行わない。
- (7) 「八日市駅前えいとてらす」の期間中は、事業の運営に協力すること。
- (8) 出店者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、出店取りやめとする。

10 提出書類

- (1) 出店申込書
- (2) 許可書等の写し

保健所等の許可等が必要な商品を取り扱う方は、必ず許可書を取得または届出等を行い、その写しを提出してください。

(具体例)

- ・キッチンカーでの出店の場合－自動車営業の許可証の写し
- ・キッチンカー以外での出店の場合－巡回移動営業の許可証の写しと営業場所としてピアガーデンが許可されていることを確認できる書類

- (3) 提出方法等

ア 提出方法

持参

※電子メールあるいはFAXで仮予約を受け付けますが、出店当日までに原本を提出してください。(土、日、祝日を除く)

イ 提出先

一般社団法人八日市まちづくり公社

11 問い合わせ先

一般社団法人八日市まちづくり公社内

住所 東近江市八日市本町9番19号

(電話・FAX) 050-5801-0858 (Eメール) info-y.machikosya@e-omi.ne.jp